

特許庁委託事業

フィリピンにおける
知的財産の審判等手続に関する調査

2021年3月

日本貿易振興機構(JETRO)
シンガポール事務所 知的財産部

目次

A.	はじめに.....	1
I.	目的.....	1
II.	調査範囲.....	1
III.	調査方法.....	2
IV.	調査結果.....	3
B.	審理機関と紛争解決手段.....	4
I.	審理機関.....	4
II.	紛争解決手段.....	10
C.	特許.....	14
I.	特許出願手続の概要.....	14
II.	特許出願の審査手続.....	15
III.	異議申立手続.....	18
IV.	取消手続.....	18
V.	特許付与前後の特許／発明の特許性を争うその他の手続.....	23
VI.	統計.....	24
VII.	ケーススタディ.....	25
D.	意匠.....	27
I.	意匠出願手続の概要.....	27
II.	意匠出願の審査手続.....	27
III.	異議申立手続.....	28
IV.	取消手続.....	29
V.	意匠の有効性を争うその他の手続.....	29
VI.	統計.....	30
VII.	ケーススタディ.....	31
E.	商標.....	32

I.	商標出願手続の概要.....	32
II.	商標出願の審査手続.....	33
III.	異議申立手続.....	35
IV.	取消手続.....	42
V.	商標登録の効力を争うその他の手続.....	42
VI.	統計.....	43
VII.	ケーススタディ.....	44
謝辞	46

A. はじめに

I. 目的

フィリピンの知的財産制度は、特許、工業意匠（以下、「意匠」という。）及び商標の有効性、又は拒絶の決定を再審査する手続きを用意している。しかし、利用者は、各スキームの法的および費用対効果に関する基本的な知識が不足しており、権利の確保や権利行使が不十分になるおそれがある。

そこで、本調査の目的は、フィリピンにおける知的財産活動を支援するため、フィリピンの特許、意匠及び商標に関する審判請求、不服申立、取消し及び無効手続を明らかにすることである。

II. 調査範囲

本調査報告書は、フィリピンにおける特許、意匠及び商標（以下、これらをまとめて「知的財産権」という。）の有効性又は拒絶の決定を再度審査するための審判請求、不服申立、取消及び無効手続に関する報告であって、以下のものを含む。

- (a) 主体、知的財産の種類、手順
- (b) 当事者の要件
- (c) 各手続きの期限
- (d) 出願の範囲
- (e) 出願の理由
- (f) 出願の補正の可能性
- (g) 聴聞の様式（口頭又は筆記）、面接及び異なる様式を選択する基準
- (h) 判決、独立・中間手続を行う機関の構成
- (i) 出願から決定までの平均時間
- (j) 最終決定・非最終決定の内容の詳細
- (k) 知的財産権の範囲の修正及び訂正
- (l) 裁判官の忌避、裁判官の罷免、要件等
- (m) 知的財産局の決定に対する不服申立、不服申立の件数、取消された事件の割合、その理由
- (n) 決定の効力及び確定時
- (o) 手数料
- (p) 裁判官・審理官になる要件
- (q) 手続のフローチャート

- (r) 決定の公告及び公告の方法
- (s) 訴訟との関係、並行紛争の可能性

III. 調査方法

3.1 本調査報告書は、(a)フィリピンの多様な知的財産法規及びフィリピン知的財産庁(Intellectual Property Office of the Philippines (「IPOP_{PHIL}」))が発行する刊行物の調査、及び(b)IPOP_{PHIL}とのビデオインタビューに基づいて作成した。

本調査は以下の調査者(弁護士)により実施された。

- Ms. Reena Mitra-Ventanilla (Partner, Quisumbing Torres, a member firm of Baker McKenzie International)
- Ms. Zarah Mae Rovero (Associate, Quisumbing Torres, a member firm of Baker McKenzie International)
- Ms. Danielle Lauren Lim (Associate, Quisumbing Torres, a member firm of Baker McKenzie International)

3.1.1. 知的財産権に関する法律、規制、IPOP_{PHIL}の刊行物に関する調査

フィリピンでは、知的財産権は主に以下の法律で規制されている。

- (a) 共和国法第 8293 号知的財産法の制定及び IPOP_{PHIL} の設置、その権限及び機能、その他の目的を定める法律(IP Code)(以下「知的財産法」という。)

3.1.2. IPOP_{PHIL} は、各知的財産権の登録及び保護に関する規則、規定および便覧を発行し、これまで以下のものを刊行してきた。

3.1.2.1 特許、実用新案及び意匠に関する改正施行規則(The Revised Implementing Rules and Regulations for Patents, Utility Models, and Industrial Designs、以下、「特許及び意匠に関する施行規則」という。)

3.1.2.2 2017 年商品商標、役務商標、商号、およびマーキングされた容器に関する規則及び規定(Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Tradenames, and Marked or Stamped Containers of 2017、以下、「商標に関する施行規則」という)

3.1.2.3 当事者間手続規則(Regulations on Inter Partes Proceedings)

3.1.2.4 知的財産権に関する法令違反の行政不服申立に関する規則及び規定(Rules & Regulations on Administrative Complaints for Violation of Laws Involving Intellectual Property Rights)

3.1.2.5 不服申立に関する統一規則(Uniform Rules on Appeal)

3.1.2.6 IPOP_{PHIL} 調停手続規則(Rules of Procedure for IPO Mediation、以下、「調停規則」という。)

3.1.2.7 IPOP_{PHIL} 仲裁手続規則(Rules for Procedure for IPOP_{PHIL} Arbitration Proceedings)

3.1.2.8 2017 年特許審査便覧(2017 Manual for Patent Examination Procedure、以下、「特許審査便覧」という。)

3.2 **IPOPHL とのビデオインタビュー**

2020 年 12 月 15 日に、IPOPHL 特許局、商標局、法務局、長官室の担当官とバーチャルインタビューセッションを行った(以下、「IPOPHL へのインタビュー」という。)

IV. 調査結果

4.1 調査結果は、本報告書の以下の章に記載のとおり。

- (a) **第 B 章 審理機関及び管轄**
- (b) **第 C 章 特許**
- (c) **第 D 章 意匠**
- (d) **第 E 章 商標**

B. 審理機関と紛争解決手段

I. 審理機関

1.1 フィリピンにおいて知的財産権に関する審理を行う3つの主要機関は、(a)IPOP HL、(b)裁判所、および(c)WIPO 仲裁調停センターである。

1.2 IPOP HL

1.2.1. IPOP HL は、フィリピン政府の貿易産業省(「DTI」)の附属機関¹である。知的財産法の下で、IPOP HL は、フィリピン知的財産システムの管理と規制、および知的財産権の執行と審理を含む指令を出す。IPOP HL は、執行権限を有する、世界でも数少ない知的財産機関の1つである。

1.2.2. IPOP HL の特許局(「BoP」)および商標局(「BoT」)は、保護に値する特許、意匠、および商標を登録し、これら知的財産権の登録を維持する責任を負う。

2018年現在、特許局には、調査及び審査を実施するのに十分な技術的資格を有する審査官が100名以上在籍している²。IPOP HL は、確立された国際機関と同等の良質な特許サービスを提供することができ、その制度的能力は、日本及びオーストラリアの知財庁によって認められている³。

特許局審査官は、通常、工学の学位を有することが要求され、フィリピンの専門家規制委員会(「PRC」)によって管理される専門家免許交付試験に合格する必要がある⁴。免許試験を受けていない卒業生については、科学(例えば、分子生物学、物理学など)の学位を有していることが要求される⁵。

本稿執筆時点では、バイオテクノロジー、医薬品、化学、ICT、半導体、エンジニアリングにおいて博士号を取得している特許局審査官はいない。しかし、現在、IPOP HL の大学院奨学金プログラムの支援を受けて、生化学と機械工学の修士課程に在籍している審査官が数名いる⁶。

商標局の審査官は、分野問わず最低限学位を有することが要求される⁷。初期段階の階級では特に必要とされる実務経験はない。しかし、審査官の階級が上がると、様々な要件を求められることになる。(例)職務経験、訓練等

知的財産紛争手続は、最初は IPOP HL の法務局(「BLA」)の審判官によって審理される。そして、法務局に持ち込まれた全ての事件は、必ず調停のために IPOP HL の代替紛争解決業務室(「ADRS」)に付託される。まれにしか利用されないが、両当事者は、

¹「附属機関」とは、議決権の有無にかかわらず、理事会で議長または委員として省を代表する機関をいう。(Beja v. Court of Appeals, G.R. No. 97149, 31 March 1992)

²IPOP HL の国家知的財産戦略(National Intellectual Property Strategy) 2020-2025

³同上

⁴IPOP HL へのインタビュー

⁵同上

⁶同上

⁷同上

IPOPHL の仲裁手続に事件を持ち込むこともできる。審判官の決定に対しては、法務局局長、次いで IPOPHL 長官室に異議を申立てることができる。

すべての審判官は、法学の学位を取得し、フィリピンの司法試験に合格している必要がある⁸。特に訴訟の分野においては、必須ではないものの、法学の修士号や法律の実務経験を有していることが望ましい⁹。

各局の局長及び次長、審査官及び審判官は、65 歳で退職することを条件に、終身在職権のある公務員¹⁰とされる¹¹。

長官、副長官、各局の局長及び次長は、フィリピン大統領が任命し、その他の IPOPHL の職員及び従業員は、公務員法に準拠し、貿易産業大臣が任命する¹²。長官及び副長官は、5 年の任期で大統領に任命され、1 回のみ再任されることができる¹³。

長官及び副長官は、以下の全てに該当する者でなければならない。

- 1.2.5.1. フィリピン生まれのフィリピン国民であること
- 1.2.5.2. 任命の日に三十五歳に達していること
- 1.2.5.3. 大学の学士の称号を有する者
- 1.2.5.4. 証明された能力、高潔性、誠実性、自立性を有する者

長官及び最低 1 名の副長官は、少なくとも 10 年以上、法律実務に従事したフィリピン弁護士会の会員でなければならない。

各局の局長及び次長は、学士の称号を有し、3 年間の監督経験を有し、キャリアサービスイグゼクティブ適格性(「CSEE」)／キャリアエグゼクティブサービス(「CES」)適格性を有していなければならない。

1.2.3. 利益相反を回避するための各局の方針は以下のとおりである¹⁴。

1.2.3.1 特許局については、審査官及び部門チーフの双方において、利益相反のおそれがある場合は全て開示することが求められる。ある部門で利益相反のおそれがある場合、出願や申立は、別の部門が担当する。さらに、特許局は、利益相反のおそれについて、利害関係人または第三者からの情報を積極的に受け入れている。

1.2.3.2 商標局は、コンピュータにより生成されたアルゴリズムを使用して、商標出願を割り当てるシステムを監視している。これまでのところ、商標局に対しこれに反対する要求はなされていない。

⁸同上

⁹同上

¹⁰局長および次長については、Management Aptitude Test Battery (「MATB」)を含む試験課程の 4 stage に合格した時点で CES Board が付与する Career Executive Service Office (「CESO」)を取得している場合に限り在職権を有する

¹¹IPOPHL へのインタビュー

¹²知的財産法第 6.3 節

¹³知的財産法第 7.3 節

¹⁴IPOPHL へのインタビュー

1.2.3.3 法務局の案件は抽選で割り当てられる。法務局は、職権により、職員がいかなる法律事務所と接点はあるか、または利益相反の可能性があるかをチェックすることができる。それとは別に、法務局は、除斥事由または忌避事由を理由として、当該職員の関与を禁止する申し出を認めている。

1.2.4. 現在の知的財産システムにおける COVID-19 の影響

COVID-19 パンデミックは、IPOP HL の手続きの自動化(すなわち、既存のオンライン出願の強化、オンライン手続きのための決済プラットフォームの追加、オンライン調停および聴取の実施など)を促進した。2020 年 10 月、IPOP HL は、出願した商標の審査状況を確認できるモバイルアプリケーションである「IPOP HL Mobiliz」を導入した。IPOP HL は、2021 年末までに IPOP HL のサービスを完全にデジタル化することを目指している¹⁵。

1.2.5. 現在の知的財産システムの修正

1.2.5.1 商標局は、商標出願の遅延を回避し処理を迅速化するため、出願人が任意に利用できるよう、発行手数料に加え、出願公開手数料の前払いを導入する予定である。また商標局は、フィリピンにおけるシリーズ商標及び非可視商標の許可又は登録に関する知的財産法の修正を提案した¹⁶。

1.2.5.2 特許局は、並行出願の禁止及び特許又は発明の仮出願の許可についての撤廃を提案した。また、2021 年 2 月までに改正特許施行規則を施行、採択することになっている。この改正施行規則には、出願時に公開手数料を前払いする要件など、いくつかの重要な改正が含まれている¹⁷。

1.2.5.3 法務局は、不服申立のための優先ルートを設定する予定である。裁判外紛争解決については、法務局は、事件解決のための仲裁ルートを再建することを計画している。PHP 200,000 の条件をなくすことで、仲裁ルートの管轄が拡大すると思われる。

1.2.5.4 IPOP HL は、BRIGHT アジェンダと呼ばれる、今後 5 年間の IPOP HL の方向性を定める 6 段階の行動計画を採択している。その目的は以下のとおりである。

Build - 現地・外国機関との連携・パートナーシップを構築する

Raise - 顧客サービス向上のために分担金を上げる

Integrate - 知的財産に対する意識と教育学会(知的財産アカデミーなど)を調和させる

Go - 基本に立ち返る (Go back to basics)

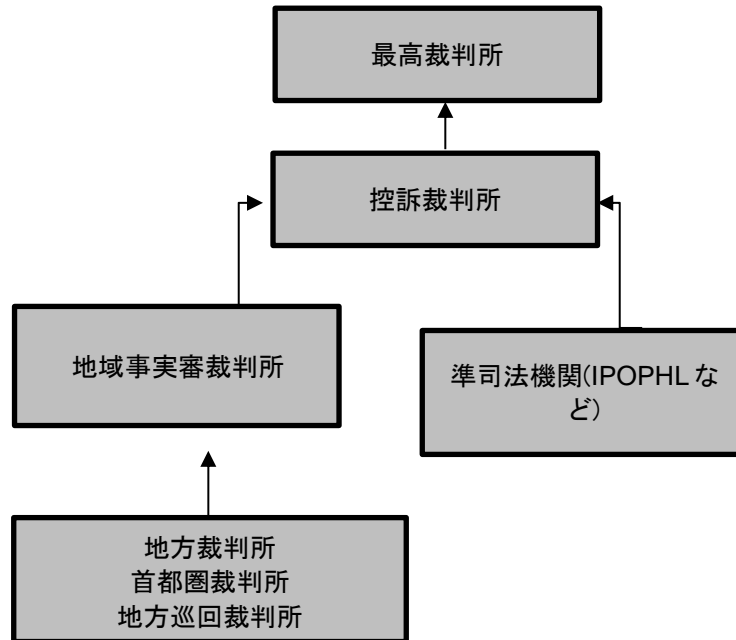
Highlight - 人的資本に重点をおく

¹⁵IPOP HL へのインタビュー

¹⁶同上

¹⁷同上

1.3 フィリピン司法制度



フローチャート B-1 フィリピン裁判所の構成

1.3.1. 地方裁判所・首都圏裁判所・地方巡回裁判所

一般的に、地方裁判所(the Municipal Trial Courts)/首都圏裁判所(Metropolitan Trial Courts)/地方巡回裁判所(Municipal Circuit Trial Courts)(以下、これらをまとめて「MTCs」という。)は、第一審管轄権のみを有する裁判所である。MTCs は、PHP 300,000(約 USD 6,250¹⁹)。マニラ首都圏の場合は PHP 400,000(約 USD 8,333))を超えない個人的財産に関する民事訴訟、請求額が PHP 300,000(同)を超えない訴訟、および評価値が PHP 20,000(約 USD 417。マニラ首都圏の場合は PHP 50,000(約 USD 1,042))を超えない不動産の権利または所有権に関する訴訟の専属的第一審管轄権を有する。

MTCs の裁判官は、フィリピンで生まれたフィリピン国民で、少なくとも 30 歳に達しており、5 年以上の法律実務経験又は弁護士資格を必須とする公職に就いていたことのある者でなければならない。また MTCs の判事は、能力、高潔性、誠実性、自立性を証明された者でなければならない。

MTCs 裁判官が、以下のいずれかの場合には、いかなる理由によっても、利害関係を有するすべての当事者の署名及び書面による同意なしに、署名し、記録に記入することを許されない。

- a. 本人、その配偶者又は子が、当該事件に金銭的利害関係を有する場合

¹⁸IPOPHL へのインタビュー

¹⁹為替レート: USD 1= PHP 48

- b. 一方当事者と六親等以内である場合
- c. 弁護士と四親等以内である場合
- d. 当事者の遺言執行人、遺産管理人、後見人、管財人又は法廷弁護人であったことがある場合
- e. 下級裁判所で当該事件について判決を下し、かつ、その判決が審査の対象となっている場合

当事者は、前記事由に基づく除斥または忌避申立により、MTCs 裁判官の適格に異議を申立てることができる。

MTCs 裁判官は、他の正当な理由により、自己の健全な裁量権を行使して、事件を回避できる。

1.3.2. 地域事実審裁判所(RTCs)

地域事実審裁判所は、一般裁判管轄を有し、以下の訴訟については排他的第一審管轄権を有する。

- a. 民事上の金銭的評価ができない行為
- b. PHP 300,000 (約 6,250 USD。マニラ首都圏では PHP 400,000 (約 8,333 USD))を超える個人財産に関する訴訟
- c. PHP 300,000 (約 6,250 USD。マニラ首都圏では PHP 400,000 (約 8,333 USD))を超える金額を請求する訴訟
- d. 評価値が PHP 20,000 (約 417 USD。マニラ首都圏では PHP50,000(約 1,042 USD))を超える不動産の権利または所有に関する訴訟

最高裁判所が設立した特別商事法廷(「SCCs」)は、以下の民事訴訟を管轄する。

- a. 以下の知的財産法で規定された知的財産権侵害訴訟
 - (ア) 特許侵害、実用新案侵害、意匠侵害、商標侵害、不公正競争に関する民事訴訟
 - (イ) 商標ライセンス契約に関する訴訟
 - (ウ) 模倣商号を付した輸入物品に関する訴訟
 - (エ) 団体商標登録の取消、原産地虚偽表示、虚偽記載・表示および契約違反に関する訴訟
 - (オ) 著作権、著作者人格権、実演家権、制作者権、放送権の侵害に関する民事訴訟
- b. そのほか法律で定められた知的財産権の侵害

特別商事法廷はまた、以下の刑事事件の管轄も有する。

- a. 以下の知的財産法で規定された知的財産権侵害訴訟に対する刑事訴訟

(ア) 特許反復侵害、実用新案反復侵害及び意匠の反復侵害、商標侵害

(イ) 原産地虚偽表示、虚偽記載・表示

(ウ) 著作者人格権、実演家権、制作者権及び放送権侵害

b. その他法律により定められた知的財産権の侵害に関する刑事訴訟

ケソン市、マニラ市、マカティ市及びパシグ市の特別商事法廷並びにバグイオ市、イロイロ市、セブ市、カガヤン・デ・オロ市及びダバオ市の特別商事法廷²⁰は、民事訴訟における搜索差押令状の発行又は知的財産法違反の刑事訴訟における搜索令状の発行申請を処理する権限を有し、発行される令状は、全国的に執行可能である。他の裁判管轄区域の特別商事法廷は、それぞれの管轄区域内で執行可能な搜索差押令状を発行する競合管轄を有する。

地域事実審裁判所裁判官は、フィリピン生まれの市民で、少なくとも 35 歳で、かつ、少なくとも 10 年以上の法律実務経験を有するか、又は弁護士資格を必須とする公職に就いていたことがある者でなければならない。地域事実審裁判所裁判官はまた、能力、清廉さ、誠実さ、独立性を証明しなければならない。

地域事実審裁判所裁判官は、上記 1.3.1 に規定するいかなる場合においても、利害関係を有するすべての当事者の書面による同意なしに、署名し、記録に記入することを許されない。

地域事実審裁判所裁判官は、他の正当な理由により、自己の健全な裁量権を行使して、事件を回避できる。

1.3.3. 控訴裁判所

控訴裁判所(「CA」)は、その上訴管轄権の範囲内か否かにかかわらず、職務執行令状、禁止令状、移送令状、人身保護令状、および権限開示令状、補充令状または出頭令状を発行する第一審管轄権を有する。

控訴裁判所はまた、特別商事法廷及び IPOPHL のような準司法機関のすべての決定及び最終命令について上訴管轄権を有する。

控訴裁判所(控訴裁判所)の裁判官は、フィリピン生まれの市民で、少なくとも 40 歳で、かつ 15 年以上フィリピンの下級裁判所の裁判官であったか 15 年以上フィリピンで法律実務に従事していたかしなければならない。控訴裁判所の裁判官は、能力、清廉性、誠実さ、および独立性を証明しなければならない。

また、裁判官が上記 1.3.1 に規定されるいかなる場合においても、利害関係を有するすべての当事者の書面による同意なしに、署名し、記録に記入することは認められない。

裁判官は、他の正当な理由により、自己の健全な裁量権を行使して、事件を回避することができる。

1.3.4. 最高裁判所

最高裁判所は、大使、他の公使及び領事に影響する訴訟、並びに移送令状、禁止令

²⁰2020 年に改正された知的財産権訴訟手続規則は、2020 年 11 月 16 日に発効した。

状、職務執行令状、権限開示令状、人身保護令状、保護令状、人身保護データ令状、及びカリカサンの環境令状の申立てについて、第一審の管轄権を有する。

最高裁判所は、下級裁判所の最終判決および命令を再審理、改訂、破棄、修正または是認する上訴管轄権を有する。最高裁判所への上訴は、改正 1997 年民事訴訟規則の第 45 条の下で、移送令状による上訴申立に従い行うことができる。申立書は、控訴裁判所の決定の通知から 15 日以内に提出されなければならない。規定期間の満了前に申立て、法定手数料が全額納付されれば、控訴裁判所はさらに 30 日を付与することができる。

最高裁判所裁判官は、フィリピン市民でなければならず、少なくとも 40 歳で、15 年以上フィリピンの下級裁判所の裁判官であったか、15 年以上フィリピンで法律実務に従事していなければならない。最高裁判所裁判官はまた、能力、清廉性、誠実さ、および独立性を証明しなければならない。

また、上記 1.3.1 に規定されるいかなる場合においても、利害関係を有するすべての当事者の書面による同意なしに、最高裁判所裁判官が署名し、記録に記入することは認められない。

最高裁判所裁判官は、他の正当な理由により、自己の健全な裁量権を行使して、事件を回避することができる。

1.4 WIPO 仲裁調停センター

1.4.1. 2014 年 5 月 7 日、IPOP HL と WIPO 仲裁調停センターは覚書を締結した。覚書は、IPOP HL に係属している知的財産権紛争の調停を促進するための共同紛争解決手続を策定したものである。IPOP HL 代替紛争解決業務室 (ADRS) は、当事者が世界知的所有権機関調停規則に基づく調停を通じて紛争を解決する選択肢を提供している。

1.4.2. 以下の種類の紛争は、世界知的所有権機関調停規則に基づく調停を通じて解決することができる。

1.4.2.1 IPOP HL に係属中の商標への異議申立

1.4.2.2 技術移転金支払に関する紛争

1.4.2.3 著作者の著作物の公演またはその他の発信方法の権利に係るライセンスの条件に関する紛争

II. 紛争解決手段

2.1 訴訟

2.1.1. 既存の手続きに基づき、知的財産権の紛争は、知的財産権の性質、手続きの種類及び請求の価値に応じて、IPOP HL 又はフィリピンの裁判所で審理される。各知的財産権訴訟の適切な管轄の概要は、以下の表の記載のとおり。

知的財産権	異議	無効・取消		侵害 ²¹
		無効	取消	
特許		IOPHIL	IOPHIL	PH 裁判所/ IOPHIL
意匠		IOPHIL	IOPHIL	PH 裁判所/ IOPHIL
商標	IOPHIL	IOPHIL	IOPHIL	PH 裁判所/ IOPHIL

2.1.2. 知的財産権の無効及び取消審判の手続きについては、具体的な手続はない。現行手続においては、必要な取消手続により対象知的財産権が無効となり、無効審判される。以後、整合性の観点から、「無効」及び「取消」審判を「取消 (cancellation)」という。

2.1.3. IOPHIL は、特許、意匠、商標侵害のような知的財産権侵害の行政事件を管轄しており、請求される損害賠償額の合計が 200,000PHP (約 4,167USD) 以上の場合に管轄権を有する。民事及び刑事の性質を有する侵害訴訟については、フィリピンの裁判所が管轄権を有する。

2.1.4. IOPHIL は、上訴の申立は誤判是正に資すると考えている。一方、不服申立や取消訴訟は、出願を認めるべきではないことや登録が維持されるべきではないことを第三者に主張させる手段として有益である²²。

2.1.5. 2011 年から 2020 年までの申立の総件数は、次のとおりである²³。

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
57	83	71	60	73	118	45	67	72	42

2.2 裁判外紛争処理

2.2.1. 法務局に持ち込まれた事件は、長官室に持ち込まれた控訴同様、調停のために代替紛争解決業務室 (ADRS) に付託しなければならない。事案が調停に付託された場合は、ADRS が手続き再開のために事件を返送するまで、法務局または長官室による審判手続きは中断されるものとする。

²¹なお、侵害事件においては、被告・被上訴人が標章の取消しを求めることがある。

²²IOPHIL へのインタビュー

²³同上

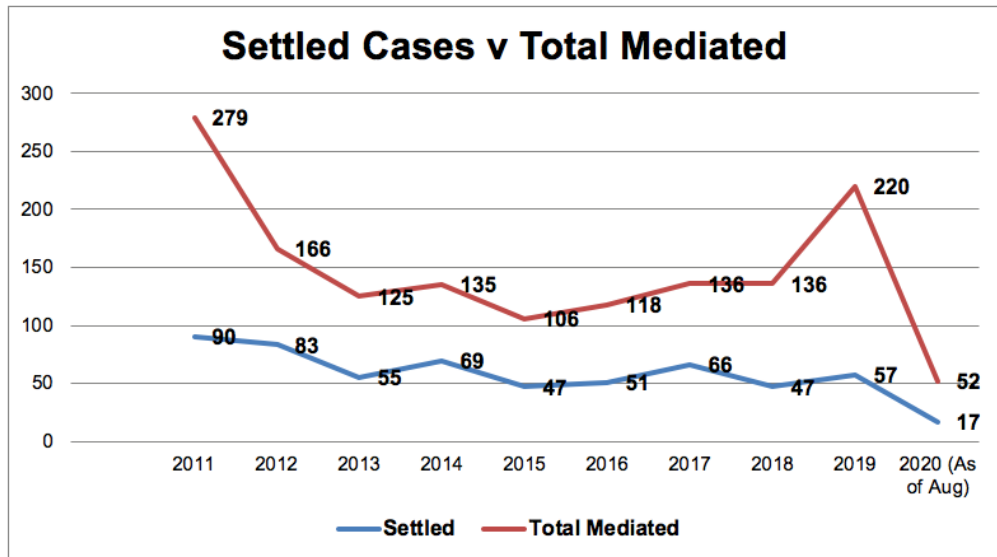


図 B-1. 2011 年から 2020 年の調停で解決した事件総数の統計²⁴

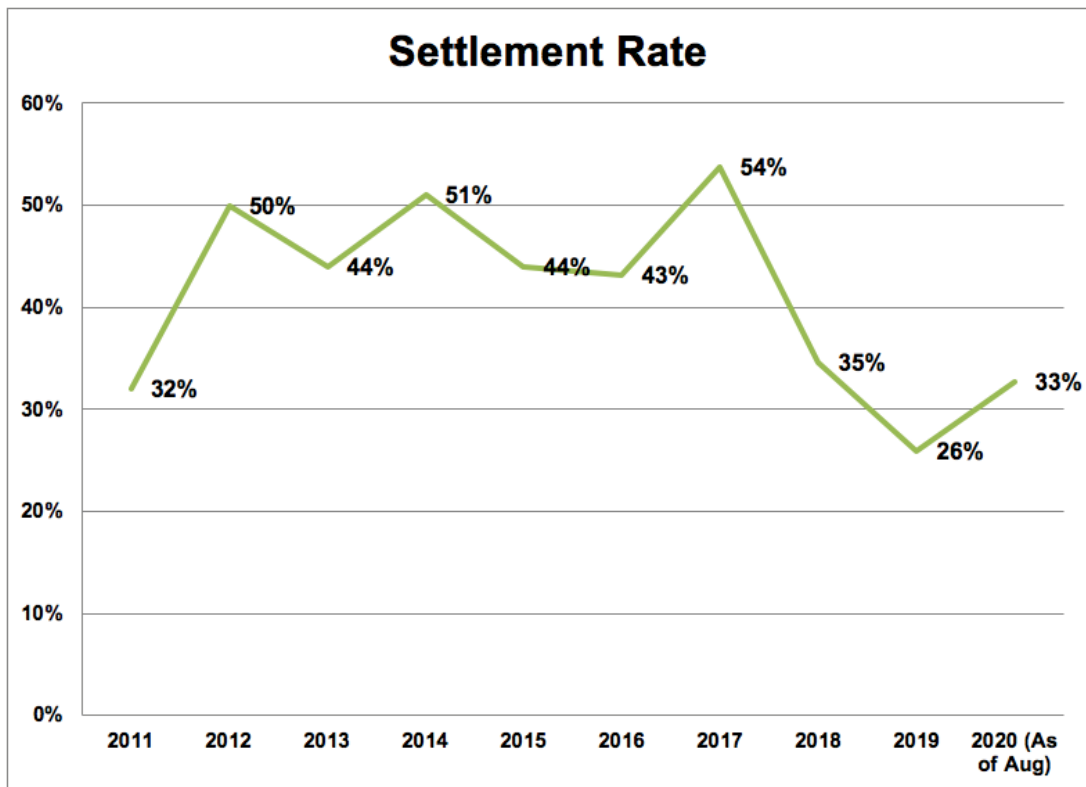


図 B-2. IPOPHL の 2011 年から 2020 年までの調停手続きの解決率²⁵

2.2.2. 世界知的所有権機関調停規則に基づく調停は、両当事者の同意がある場合に限り、行うことができる。合意する当事者は、世界知的所有権機関調停のための文書同意書および世界知的所有権機関調停要請書に署名しなければならない。署名から 5 日以内に、IPOPHL 手続きは中断される。調停手続き後、世界知的所有権機関センターは

²⁴<https://www.ipophil.gov.ph/ip-mediation/>

²⁵<https://www.ipophil.gov.ph/ip-mediation/>

IPOPHL 代替紛争解決業務室(ADRS)に和解合意または非和解合意の通知をする。その後、事件記録は、裁定手続の再開又は和解に基づく適切な措置のために、元の局に返還される。

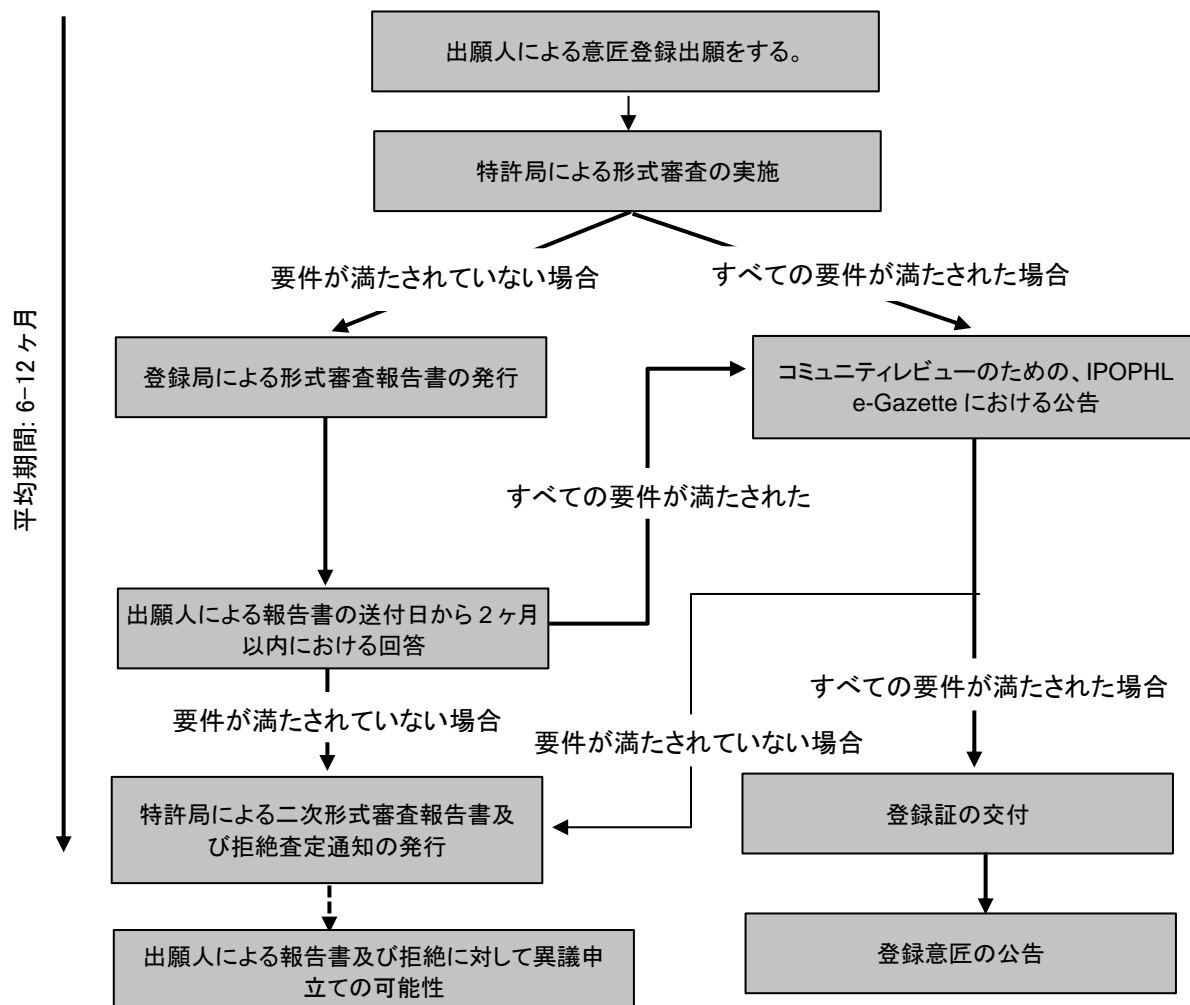
2.2.3. 裁判所付属調停は、フィリピンの公判前手続の一部である。裁判所に提起された調停可能な事件²⁶は、最高裁判所のフィリピン調停センター(「PMC」)に付託される。

²⁶次のような場合には、和解の余地がある。

- 一切の民事事件。ただし、法律がこれを禁止している場合はこの限りではない(新民法 2035 条)。
- 遺産協議の特別手続。
- 改正刑法第 14 編準犯罪の民事的側面。
- 刑事事件の民事的側面であって、課される刑罰が 6 年以下の拘禁を超えず、かつ、加害者が私人である場合
- 窃盗(Qualified Theft に該当しない窃盗)、詐欺(犯罪組織によるものまたは大規模な詐欺を除く)、および名誉棄損の民事的側面。

D. 意匠

I. 意匠出願手続の概要



フローチャート D-1 意匠出願手続の概要

II. 意匠出願の審査手続

2.1 審査手続

- 2.1.1. 出願人による2ヶ月以内の形式審査報告書への回答 特許局は、意匠登録のための迅速な手続を採用している⁸⁰。意匠出願は、公告に係る費用を含む法律上求められるすべての手数料が納付され、かつ、すべての形式要件が遵守されている場合には、実体的な審査を行うことなく登録される。

⁸⁰特許及び意匠に関する施行規則第1505条

特許局は、申請について形式審査を行い、出願人に報告書を送付する。

出願人は、報告書の郵送日から2ヵ月以内に、出願を補正すること、又は取り下げることができる。

2.1.2. 二次形式審査報告書又は拒絶査定通知書

2.1.2.1. 形式要件が満たされた場合、特許局は、IPOP HL 電子公報に対して意匠の公告の許可通知を発行する。

2.1.2.2. 形式要件が満たされない場合、特許局は二次形式審査を発行する。出願人は、当該審査に対して、特許局局长に異議申立てをすることができる。

2.1.3. **コミュニティレビュー** 何人も、意匠出願の公告を受けて、公告の日から30日以内に、当該意匠の登録可能性について、反対意見書を提出することができる。その際、反対意見書には、新規性及び工業上の利用可能性に関する事項について、関係する先の形状等を引用しつつ、説明されなければならない⁸¹。

反対意見書は、宣誓の上、提出されなければならないが、また、その内容として、申立人の個人情報及び状況並びに登録に対する反対の理由を記載しなければならない。上記の反対意見書は、証拠等に裏付けられたものであることが必要であり、出願の登録可能性に係る報告書を添付することもできる。そして、特許局は、実用新案及び意匠出願に係る特許局の決定を、反対意見書を提出した当事者にも通知するものとする⁸²。

2.1.4. **特許局局长の決定** 特許局局长は、意匠を登録するか否かを決定する。また、出願人に対し、登録要件に適合するように出願を補正するよう指導することができる。補正された出願は、登録前に再公告されることとなる⁸³。

2.1.5. **意匠の登録** 出願がすべての形式要件を満たし、かつ、30日の公告期間の満了後までに特許局が反対意見書を受領しない場合は、特許局は、意匠の登録査定を行う。

2.2 **決定の効力** 出願人が特許局の決定(第C章II節2.5.4参照)に不服を申し立てない限り、決定は確定する⁸⁴。

2.3 **決定の内容** (第C章II節2.7参照)

2.4 **確定していない決定および確定した決定の公表** (第C章II節2.8.1参照)

III. 異議申立手続

3.1 フィリピンの意匠出願について付与前異議申立手続として利用可能な手続はない。

3.1.1. ただし、形式審査後の出願公開の間、第三者は、意匠出願の公告を受けて、公告の日から30日以内に、当該意匠の登録可能性について、反対意見書を提出することができる。(第D章II節2.1.3参照)

⁸¹同第1701条

⁸²同上

⁸³同第1702条

⁸⁴知的財産法第119条及び特許及び意匠に関する施行規則第1308条

IV. 取消手続

- 4.1 **取消の理由** 意匠登録は、次のいずれかに基づいて取り消すことができる：
- 4.1.1 意匠が工業製品又は手工芸品に特別な外観を与えず、かつ、その模様として役立つことができない場合
 - 4.1.2 意匠が新しくない、又は独創的でない場合
 - 4.1.3 意匠は、本質的に技術的又は機能的考察によって、技術的結果を得るように指示されること
 - 4.1.4 意匠が公の秩序に反するものである場合
 - 4.1.5 意匠の対象物が、最初に出願された出願の内容を超えている場合⁸⁵
- 4.2 **取消権者** 取消の申立ては、裁判所による確定した命令又は決定により真正かつ実際の所有者であると宣言された者を含め、意匠に利害関係を有する場合は、何人もこれを主張することができる⁸⁶。
- 4.3 **一部取消** 取消理由が意匠の一部に関する場合は、取消は、その範囲に限り効力を有する。取消の結果生じる制約は、該当箇所のデザインの変更という形で現れることとなる⁸⁷。
- 4.4 **付与された意匠の取消しの手続** 意匠登録の取消には、特許に関する取消手続が準用される(第 C 章 IV 節 4.4 参照)⁸⁸。
- 4.5 **決定の効力** 意匠登録により付与される権利は、当該取消により終了する⁸⁹。取消の通知は、IPOP HL 電子公報により公告する⁹⁰。
- 4.6 **不服申立て**(第 C 章 IV 節 4.9 参照)
- 4.7 **決定の公表**(第 C 章 II 節 2.7.1 参照)

V. 意匠の有効性を争うその他の手続

- 5.1 **侵害** 侵害訴訟において、被告は、意匠権又はその意匠権に基づく主張が、意匠の取消理由のいずれかに基づいて無効であるとの反論をすることができる(第 D 章 IV 節 4.1 参照)。
- 5.1.1. ただし、裁判所に提起された侵害訴訟において、裁判所が当該意匠が無効であると認めるときは、裁判所は、当該意匠の取消を命じなければならない。当該取消命令が裁判所から法務局局長に送付されることとなる。法務局局長は、裁判所の当該確定判決を受領したときは、当該命令の通知を IPOP HL 電子公報に記録し、公告する。当該記録は、同様に、特許局の登録簿においても行われるものとする⁹¹。

⁸⁵当事者間手続規則、規則 5 第 1 条

⁸⁶同上

⁸⁷同第 2 条

⁸⁸同第 3 条

⁸⁹同第 4 条

⁹⁰当事者間手続規則、規則 3 第 5 条

⁹¹同第 3 条

VI. 統計

6.1 IPOPHL 統計^{92 93}

6.1.1. 特許局の事件 (第 C 章 VI 節 6.11 参照)

6.1.2. 法務局の事件⁹⁴ 2011 年から 2020 年までの間に法務局によって処理/解決された意匠事例:

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 ⁹⁵
取消	3	0	1	1	2	14	10	6	2	2
侵害	0	0	2	1	3	1	0	1	1	0

6.1.3. 長官室の事件⁹⁶ 2011 年から 2020 年までの間に長官室によって処理/解決された意匠審判事例⁹⁷:

6.1.3.1 維持

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
査定系事件(例えば、審査拒絶の審判請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
取消	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0
侵害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⁹²IPOPHL は、IPOPHL に提出される産業デザイン症例数に関する公的に入手可能な統計を毎年発行していない。しかし、オンラインで意思決定のコピーを公開している。ここで提供される数値は、オンラインで公表されたすべての IPOPHL 決定のレビューに基づいている。

⁹³IPOPHL は、意匠取消事件 および侵害事件について解決までの平均時間に関する統計は公表していない。

⁹⁴法務局に提出された工業意匠事件の件数については、毎年、公的に入手可能な記録/統計はない。

⁹⁵2020 年 10 月現在

⁹⁶OD へ提出された産業事件の件数について、公的に入手可能な記録/統計はない。

⁹⁷IPOPHL は、毎年、特許局と長官室において決定が覆された割合についてに関する公的に入手可能な統計を発行していない。

6.1.3.2 破棄

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
査定系事件(例えば、審査拒絶の審判請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
侵害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6.2 裁判所統計 フィリピンの裁判所は、裁判所が決定/解決した意匠事件に関する公式統計を公表していない。

VII. ケーススタディ

7.1 近年、意匠に関する訴訟は、フィリピン最高裁判所において提起されていない。

特許庁委託事業

フィリピンにおける知的財産の審判等手続に関する調査

発行

日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部

協力

Baker McKenzie Wong & Leow

2021年3月発行 禁無断転載

本冊子は、2020年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が Baker McKenzie Wong & Leow の協力のもと作成したものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。